

木綿商長谷川次郎兵衛家の天保七年「毎年両度読聞覚」

末 田 智 樹* 扇 野 耕 多**

第一章 はじめに

本稿では、江戸において木綿商として名を馳せた伊勢国松坂出身の長谷川次郎兵衛家における一八三六年（天保七）の「毎年両度読聞覚」(以下、本史料)を翻刻紹介する。⁽¹⁾ 本史料は、長谷川次郎兵衛家(以下、長谷川家)において江戸の奉公人に対して「読聞」(以下、読み聞かせ)を行っていたことを示す貴重な史料である。

幕末維新期までの動向を踏まえて評価した長谷川家は、伊勢商人のなかで筆頭格にあげても差し支えない豪商である。⁽²⁾ そこで、まず第二章では長谷川家の先行研究について整理する。第三章では奉公人に読み聞かせが行われていた家訓・店則の定義、第四章では伊勢商人自体の店則に関連する先行研究、第五章では店則の

読み聞かせについて触れている先行研究および伊勢商人の店則の紹介から読み聞かせの実態を把握する。第六章では本史料の内容を紹介する。

なお、長谷川本家の当主名は「治郎兵衛」と「次郎兵衛」で表記されることがあり、江戸期では数多くの史料から後者の使用を確認できる。本稿は江戸期の史料であるため、表記は後者の「次郎兵衛」で統一した。⁽³⁾

第二章 長谷川次郎兵衛家の先行研究

本章では、伊勢商人としての長谷川家の重要性を理解するために、史料を活用し積み重ねられてきた先行研究を中心に整理しておく。⁽⁴⁾

* 人文学部教授―経済地理学・経営史
** NPO法人松阪歴史文化会学芸員―近世史・近代史

戦前における長谷川家の史的研究では、大谷壽太郎（一九三七）が「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿」において、一橋大学（当時、東京商科大学）附属図書館に所蔵される「日本橋大伝馬町長谷川木綿店の古張」の「三十四冊」として、それらに含まれる「大伝馬町太物問屋仲間」と長谷川家分家の江戸店の帳簿類である「目録帳、金銀出入帳、大福帳の三種五冊」に着目した。大谷はとくに大福帳を検討し、織物問屋としては複式簿記の形態までの発展とはいかなかったものの、極めて進歩的かつ整備された帳簿が存在していたことを指摘した。大谷が帳簿のみに着目していたのに対し、宮崎正吉（一九四二）は同様の史料群を「大伝馬町長谷川木綿店古帳」と題する「三十五冊」として紹介した。宮崎は、この史料群を大伝馬町の木綿問屋仲間に関する二五点、同じく問屋仲間の講に関する三点、長谷川家のおもに「亀屋」（後述）の経営関係（店則・帳簿類等）の七点の三つに分類・整理して各概要を述べた。⁽⁵⁾

戦後では、編著者の北島正元（一九六二）らが三重県松阪市の長谷川家が所蔵する膨大な史料を使用し、『江戸商業と伊勢店』の表題で六八七頁に及ぶ大著を生み出した。⁽⁶⁾ 同書は江戸期における長谷川家の商業経営に重点を置き、加えて幕府・紀州藩との関係が同家経営に与えた影響も視野に入れて解明した伊勢商人の商業経営史分野のなかで最も優れた先駆的な実証的研究と言っても過言ではない。これは伊勢商人の長谷川家のみならず、当時研究が遅れていた江戸期の商業経営史分野においても大きな貢献を果

たしたと高く評価できる。

江戸期の研究に対して、林玲子（一九七四）は明治初期から大正初期にかけた「長谷川商店」の動向を解き明かした。⁽⁷⁾ 林は、とくに東京における丹波屋本店（丸三店）の木綿問屋の仕入先・販売先との関係やその資金調達面、および愛知県三河の平坂店の経営について在地仲買や東京問屋との関係に絞って分析し実態を明らかにした。同書（山口和雄編著）では、現在の三重県津市の豪商であった川喜田久太夫家の近代期の経営動向も検討しており、伊勢商人の近代以降の史的研究にとって非常に重要な先行研究であるといえる。河原一夫（一九七七）は一七〇八年（宝永五）の江戸本店の「店算用目録帳」と「大黒」を分析し、前者は今日の貸借対照表、後者は損益計算書の役割を果たし、両方をあわせた形態で複式決算構造となっていたことを指摘した。さらに、同年の松坂本家の「大福帳」と同年の「万儲覧」を分析し、前者は長谷川家全店の決算簿で、後者は同家全体の損益計算が集約され、両方をあわせると合併財務諸表であったという同家の帳合法を浮き彫りにした。⁽⁸⁾

その後、松阪市史編さん委員会編（一九八三）『松阪市史 第一二巻 史料篇 近世（二）経済』と三重県編（一九九八）『三重県史 資料編 近世四（上）』では、他の伊勢商人とあわせて長谷川家の重要史料と経営概要を紹介した。⁽⁹⁾ これらを受けて、賀川隆行（一九九九）が長谷川本家の一八一七年（文化二四）の「大福帳」と「万儲帳」、そして江戸五店の「算用目録帳」と「大黒」

の性格を吟味し、そのうえでおもに元禄―享保期（一六八八―一七三五）と安永―文政期（一七七二―一八二九）における上記の帳簿を検討し、二つの時期の経営動向を説明した。¹⁰ 前者の時期では、江戸本店の木綿問屋としての営業とその純益金を営業資金として注ぎ込むことによつて規模拡大、すなわち本店としての営業規模とともに新店、亀屋店、戎屋店の増設を図つていった点を指摘した。後者の時期では、文政期（一八一八―一八二九）後の一八三四年（天保五）に実質的な赤字に陥つてしまったものの、これは木綿問屋経営が行き詰まった結果ではなく、同家の自己蓄積と資産増加のために利益金が従来のように江戸店に融資されなくなったことによる。つまり、取り扱いの自由な囲金の口座に集められ、そして引き続き同族の借財が増加した背景には、所有と経営の分離によつて都市豪商に成長した長谷川家同族の消費拡大を抑えて、一途な経営拡大を図ろうとする経営の論理との確執がみられたことがあつたとした。賀川が、帳簿類の検討から江戸店持ち伊勢商人の特色である所有と経営の分離していた点に結びつけたことは高く評価したい。このように研究が進んだ一方で、同家の文書・書籍類関係の史資料全体での目録作成は行われていなかった。

二〇一〇年代に入つて松阪市教育委員会編（二〇一三）は、長谷川家文書の調査報告書・資料目録を刊行した。¹¹ 経緯は次の通りである。同家文書の総点数約一万一三〇〇点（文書類三九〇〇点、書籍類二四〇〇点、一紙物資料五〇〇〇点）が、文化庁と三重県

の補助のもとで二〇〇八年度から二〇一〇年度にかけた三年計画で整理された。その際に新たな文書資料六三〇〇点余りが発見されたために、二ヶ年の延長となつて二〇一二年度までの五ヶ年で調査が進められた。この調査では、文書資料約二万三〇〇〇点を中心に書籍約二四〇〇〇点の調査および目録化が行われた。

そのうち大量の未調査の資料が判明したために、二〇一三年度から二〇一七年度にかけて調査がさらに進められた。この時に調査・整理されたのは文書資料が四万五〇三八点、書籍が四五三〇点、生活道具が一万二〇四〇〇点の総点数六万一六〇八点であつた。本内容は松阪市教育委員会編（二〇一八）にまとめられている。¹² なお、長谷川家の歴史については両調査の報告書に書かれた解題において詳細かつ幅広い視点から解説されている。これらの目録の刊行によつて長谷川家の史的研究が大きく前進した。

前述の松阪市教育委員会編（二〇一三）に加わつていた鈴木えりも（二〇一三）は、幕末維新期の長谷川家が絡んだ廻船の不正処理とその後の出訴に関する史料を紹介した。¹³ この時期に長谷川家の商業経営史分野が賀川隆行（二〇一四）によつて大いに進んだ。¹⁴ 賀川は、前稿（一九九九）において分析できなかった長谷川本家の一七三八年（元文三）から一七六六年（明和三）までの「大福帳」や同時期の「万儲帳」、江戸店の「店算用目録」を検討し、成長期の江戸本店および新店、亀屋店、戎屋店の経営動向を明らかにした。鈴木敦子（二〇一五）は同じく松坂の豪商であつた長井嘉左衛門家の店則に関する研究のなかで、長谷川家と比較した

分析手法をとり、その際に長谷川家の概観と店則を紹介し繰綿営業の特色をまとめた。⁽¹⁵⁾ 鈴木による店則研究については後述する。

同時期には、奈良文化財研究所編（二〇一四）による旧長谷川家住宅の調査報告書と松阪市文化財センター編（二〇一四）による長谷川家の入門用の図録が刊行された。⁽¹⁶⁾ これらが刊行された背景には、松阪市が「豪商のまち」のキャッチフレーズで観光化するために、長谷川家の旧宅が観光施設として整い始めたことがあったと考えられる。そう、旧宅の保存活用計画が松阪市教育委員会編（二〇一八 b・c）によって作成された。これらにより長谷川次郎兵衛家の旧宅と資料の保存が一層進み、松阪市の歴史文化観光に活用されていくことになった。⁽¹⁷⁾

二〇二〇年代に入り橋本寿哉（二〇二〇 a・b）は長谷川家の帳合法の発展過程に関して、同家の経営上の時代区分に基づき創業・発展・成熟期の三期に分けて検討し、段階的ではあるものの、複式決算を行い得るものへと発達していたことを明らかにした。

この体系的な帳合法を完成させた背景には長谷川本家が三つの店を所有し、二つの分家が各店を所有していたが、実質的には本家が一族全体の統括機関として五つの店と三つの家を支配していたという組織体制が関係していた点を指摘した。⁽¹⁸⁾ さらに、松阪歴史文化舎編（二〇二二）が長谷川家の開館三周年を記念して図録を発刊した。⁽¹⁹⁾ 本図録では、写真編として書画・民具・古文書・書籍類、建造物群・庭園を掲載している。本図録は、それらの解説に加えて「長谷川家のあゆみ」として同家の江戸期から昭和期まで

の歴史と本家歴代当主の事歴を説明した非常に優れた図録となっており、同家の史的研究の基本書に位置づけられよう。

長谷川家の文化史分野については筒井紘一（二〇一三）と扇野耕多（二〇二二）の研究がみられる。⁽²⁰⁾ 前者では、長谷川家の歴代当主は茶道の裏千家の家元に代々師事していたが、家元と同家当主との交流、しかも両者の親密ぶりさえもうかがうことができる書簡を紹介した。後者では、同家が門弟として名を連ねる以外に裏千家を支える後援者という重要な存在であった点を指摘することとで、両家の関係性を解明した。

郷土史的研究にあたる嶋田謙次（一九八七）『伊勢商人』、後藤隆之（一九九〇）『伊勢商人の世界』、大喜多甫文（二〇一七）『伊勢商人と江戸店』と同（二〇〇五 a・b、二〇〇六）においても、長谷川家の店舗展開や経営動向などを述べている。このほか、近年では無論、三重県編（二〇二〇）『三重県史 通史編』において同家の江戸店の創業と分店開設、加えて一八三六年（天保七）三河に平坂店を置くことで同地での仕入れを強化していたことなどに着目し、同家経営について論じている。⁽²¹⁾ なお、同家については宮本又次編（一九七六）『豪商百人』、奈良本辰也監修（一九七九）『土農工商 商人』、萩原裕雄（一九九〇）『江戸豪商一〇〇話』、片倉比佐子（一九九一）『日本橋の老舗問屋街』（『江戸時代 人づくり風土記 大江戸万華鏡』）においても取りあげられており、伊勢商人の範疇のみならず全国のみならず一定の評価を得ている江戸期を代表する大商家に位置づけられることに異論はなからう。⁽²²⁾

北島前掲書の本格的な研究からすでに六〇年以上が経過しているが、この長谷川家の史的研究は大量の史料の保存状態からしても引き続き解明していかなければならない重要な課題である。北島の後には林が明治期以降、賀川が江戸期の帳簿史料の分析に取り組み、豪商長谷川家の経営システムの一端を解き明かした。同家の概要や史料に関しては専用の調査報告書や目録・図録によって、そして前掲『松阪市史 史料篇』と前掲『三重県史 資料編』において紹介されている。長谷川家の資料についてはNPO法人松阪歴史文化舎が保管管理しており、同家の目録がホームページでも閲覧できるようになった²³。同家の商業経営史・文化史分野に関する未使用の史資料が数多く残されており、同家の史的研究がより一段と深められることを期待したい。

第三章 家訓・店則の定義

ここでは、江戸期における商家の「家訓・店則」の定義について商業経営史分野の先行研究から整理しておく。

これに関しては、まず先駆的研究者である宮本又次（一九四二）が『近世商人意識の研究―家訓及店則と日本商人道―』で、大坂商人、近江商人、伊勢商人、名古屋商人といった江戸期の代表的な商人の「家訓・店則」を分析・整理し、「家訓及店則に於ける商人意識の具現」のなかで次のように総括している²⁴。

宮本は、江戸期の商家には概ね家訓なるものがあり、子々孫々

に對して心得るべきことを記しているが、これとは別に「家法・家風書・店制・店則・店掟等」と称するものがあり、商家の道徳観・理想を示すとともに家族関係を規定し、奉公人との関係を定めたものであったとする。

すなわち、宮本は家訓に対して、「家法・店制・店則・店法・店掟・店定目」（以下、店則）とは商家の道徳・理想を示し家族関係を規定するほか、店内の制規・事務の分担・接客法・会計法や、奉公人・使用人に関して定めたもので家訓より広い範囲にわたっている。これが店と家が分離し、経営が家計から分かれた段階にあることを示しているという。但し、家訓と店則とはそれほど厳密に区別されるものではなく、時には兼用・併用され家訓にして店則を含むもの、また店則に家訓の要素を多く持つものがあつたと指摘する。

各家の家訓および店則はそれぞれ形式・内容を異にし、前者は概ね相続者や血縁者の間のみで相伝され読み聞かすようなことも割合に少なかったのに対し、後者は原則として公表し読み聞かせも行われていた。また、両方ともに各家によって特色があるが、大体は定例文言を使用したため似かよっていた。時代的にみて初めは簡単であつたものが、時代が移行するにしたがつて項目が増加していく傾向がみられ、古いものは家を中心とした隠徳や儉約、親類・別家の協力を説いていた。経営的なものは少なく、時代が経つにつれて経営・接客・仕入・販売の方法が具体的になつたとする。

江戸期の商業経営史分野の基本とされる宮本の研究からは家訓と店則を明確に分けることが難しく、おそらくこの研究の影響を受けて、その後の「家訓・店則」に関する学術的研究の論題において、家訓と店則の両方を使用した「家訓・店則」の表現が多くみられるようになったのではないかと考えられる⁽²⁵⁾。

安岡重明（一九七八・一九九五）は、宮本の経営規模の拡大による家と店との分離につれて、家訓と店則との区別をみるようになったという見解に着目し、宮本が明確化できなかった家訓と店則の関係を含めて「家法」のもとに五つの区分を試みた⁽²⁶⁾。江戸期の商家が作成した「家法」は、①家管理の心得的なものとして「家訓」、②家制度を基本として具体的に規定したもので、例えば相続と家運営などの指針として「家憲」、③店管理や営業上の心得的なものとして「店訓」、④店の運営や業務の執行などについての具体的指針や禁止事項として「店則」、⑤奉公人や別家に関する規定として「使用人規則」に大別できると整理した。

但し、実際の五つの「家法」は前記の分類のうち複数を含んで、相互に入りまじって明確に区分するのが不可能な場合が多いのが普通であるから、各「家法」をどれかに分類することには問題がある。したがって、五つの分類を念頭に置いたうえで「家法」を考察する必要がある。つまり、安岡は商家の「家法」を五つに分類しつつ考察を進めると、各商家の性格が一層明確になるのではないかとし、商家研究の支柱として「家訓・店則」の分析意義を高めた。そして、安岡はとくに「家憲」の成立は商家の家業と同

族が一定度の発展を前提とし、また家と店との分離により店則が最初に作成されることが多かったと指摘した。

加えて、安岡は家制度を確定するものが「家憲」であり、将来の家のあり方や相続方法を規定する規則であった。そして、「家憲」は「あるべき姿」を規定した理念的なものに留まるものではなく、商家の事業拡大のある段階において出現したとする。

足立政男（一九七四）『老舗の家訓と家業経営』は、京都の老舗の経営理念や経営を支えてきた商法の特色に関して各家の「家訓・店則」から分析を進めたものである⁽²⁷⁾。このなかで家業の経営の規定については家訓のなかに盛り込まれたが、そのなかに規定せず、これとは別に規則書、すなわち店則を設けて細かく規定した。この規定は家計と家業の経営、奥勘定と店勘定が分離してきた段階を示しており、奉公人も数多く雇用され家業経営も大なるものが普通であったとする。続けて、家業の経営に関する精神的・物質的なあり方をこまごまと衣食住の全般にわたって規定したのが店則で、それは家業の経営規定であったと定義した。

宮本と安岡、足立の研究を丁寧かつ批判的に考察した入江宏（一九九六）『近世庶民家訓の研究』は、家訓に重点を置いているものの店則を含めた研究意義の水準を大いに高めた⁽²⁸⁾。入江は、江戸期の名のある商家には代々伝え守ってきた家の法や家訓が数多く残っており、内容・形式の充実しているもの一〇〇点を分析した結果、大別すると次の四つに分類できるとした。第一の「家訓型」は、血縁家族員はもとより広く暖簾内成員を対象に家の理念から

町人道に至る規範を列挙したものの。第二の「店則型」は、実際に店内業務に従事するものを対象に店制・店務・服務律を明らかにしたもの。第三の「家法型」は、相続法や分別家の制を定めた狭義のもの。第四は以上を兼ね備えた「総合型・複合型」であり、実際には商家家法の大部分がこれに該当すると整理した。

一〇〇の事例のなかで伊勢商人については後述の川喜田家の「店定目」や長井家の「定目」、長谷川家平坂店の「掟」の三つが入っているのみで、伊勢商人の店則があまり含まれておらず、入江の分析状況からも伊勢商人の「店則」の検討が今後の課題としてあげられる。

以上、代表的な四名の「家訓・店則」の研究から整理してきた。とくに店則については、店則そのものと、そうでない「家訓」や「家法」が含まれたものがあることがわかった。店則の存在は、経営規模の拡大により家と店とが分離されてきた段階を示しているものであり、商家の規模に左右されていたことも判明した。この意味においても、江戸で大規模に経営展開をみせた伊勢商人の店則が分析対象として重要であることは間違いない。

第四章 伊勢商人の家訓・店則

そこで本章では、伊勢商人の「家訓・店則」の概要について、まず前掲『三重県史 資料編』から探っておこう。⁽²⁹⁾

最初に伊勢商人の特色であげられているのは津・松坂・射和な

どの南伊勢の出身で、江戸を中心として三都に出店を構えて支配人などの奉公人が経営を取り仕切り、主人は伊勢にいて経営に直接携わらず文化と趣味に勤しんでいた点である。この背景には、江戸店の奉公人から伊勢の主人のもとに毎年決算帳簿が利益金と一緒に提出されるシステムがあつた。このため経営に携わる奉公人は原則として伊勢出身者からしか雇用せず、無事に年季を勤めあげた奉公人は主人から暖簾分けしてもらって別家になつた。⁽³⁰⁾

伊勢商人は家訓とか「店掟」と呼ばれた心得を代々伝え、「何々遺書」や「誰々様ケ条」というような形態で一体化されたものもしばしばみられたという。前掲『三重県史 資料編』では、家訓とは「家」の構成員に対して守るべき準則を成文化したものであり、そこには本分家の関係や先祖供養、親戚付き合いの範囲など家人としての心得を記した。前掲『三重県史 資料編』では「店掟」と表現されている奉公人の服務心得である店則については、商家において新たな経験が積まれると、それに対するマニュアルとして「店掟」が更新された。奉公人は「店掟」をことあるごとに読み聞かされ、奉公人の商家への忠誠を確保して主人の統制を離れた商行為や不正には走らないようにするためであつたと定義している。そのうえで主人の在国性の強い伊勢商人ほど、奉公人を掌握し管理する「店掟」の整備が重要になっていったとの論陣を張り、店則の重要性を論じる。⁽³¹⁾

さらに、次のように定義する。「店掟」について伊勢商人の多くは、奉公人の生活・営業活動上の心得を記したものを各家が独

自に制定した。「店掟」は「店定目」「店式目」「掟法帳」とも称され、史料の題名としては単に「定」「掟」としても現れることもあった。「家法」「家訓」との厳密な分別は難しいが、これらは家産の維持や管理、相続の規定が中心であるものに対して、経営の合理化が図れるなかで「家」と「店」という経営の分離が進み、奉公人や同族を対象に作られた規定が「店掟」であつたといえよう。この点から伊勢商人の店則も、宮本や安岡の見解と同様に正確に区分することの難しさが知れる。「店掟」には伊勢の本家で作成して江戸店等へ達するものと、江戸店等の支配人らが自発的にそれぞれで申し合わせるものとの二種類あつた。前者の場合には、その多くが分家や別家も含めた同族に共通する「掟」となつた。そして、「店掟」は軸装されるなどして丁寧に保管され、正月・盆の決算時等の定期的な寄り合いに際して読み合わせられることもあつたと、作成や活用の方法を具体的に指摘している⁽³²⁾。

また、初期には創業者らの経験に基づく精神的訓戒など、商人としての心構えを抽象的に説くものが多かったとする。一般には公儀法度の遵守が冒頭に掲げられ、忠孝や儉約に関する条項も複数みられ、「掟」によつては仏教や心学の影響が認められた。作成された「店掟」の多くは、必要に応じて削除や追加されるなどして改正され、また書き改められることなく張り紙や加筆、抹消により修正されていた。とくに江戸中期以降に奉公人の職制が整備されるにつれて、個別具体的な条項が新たに付け加えられていった。内容としては衣食住や外出の制限規定など日常生活上の

行動を規制するもの、婚姻規定や儀礼に関する心得、火災発生時の処置、奉公人間の上下の別を立てることなどがみられた。なお、店によつては投機的商売の失敗を契機に、こうした商売を厳禁する条項が盛り込まれる場合もあつたと、さらに掘り下げている⁽³³⁾。

これまで伊勢商人各家の店則については、前掲『三重県史料編』や前掲『松阪市史 史料篇』で翻刻され、史料紹介が進められてきた。簡単に整理しておくと前者では掲載順で、富山家の一六九三年（元禄六）「家内法度之掟并奉公人請状之定」、小津家の一六九四年（元禄七）「定」と一七六一年（宝暦一一）「定」、田中家の一七三二年（享保一七）「定式」と一七三四年（享保一九）「覚」、長谷川家の一七八三年（天明三）「掟法帳」と一八五七年（安政四）「掟法帳」、長井家の一七二三年（享保八）「覚」と一七八七年（天明七）「心得之事」と一八二七年（文政一〇）「定目」、川喜田家の一八一六年（文化二三）「店定目」と一八六八年（慶応四）「一八七二年（明治五）頃の「定目」、竹口家の一七七九年（安永八）頃の「竹口家家訓準繩録」、渡辺家の一八三六年（天保七）「店式目申渡之事」と一八六二年（文久二）「式目」などを取りあげている⁽³⁴⁾。

後者では掲載順で、国分家の一七七四年（安永三）「定目」と一八六四年（元治元）「式目覚」、竹川家の一八二〇年（文政三）「店掟之事」、年代不詳であるが富山家の「店法度作法并異見事」、堀木家の一七五五年（宝暦五）「家事仕法一七条」、堀口家の一七五三年（宝暦三）「家訓掟之条々」、小津家の一七一三年（正徳三）「定」、

殿村家の一七七五年（安永四）「店仕法」、長谷川家の一七九九年（寛政二一）「店作法書」などを取りあげている⁽³⁵⁾。

両著以外では伊勢商人の郷土史研究が店則について触れており、長谷川家の先行研究でも紹介した嶋田前掲書、後藤前掲書、大喜多前掲書があげられる⁽³⁶⁾。とくに嶋田と後藤は前掲『松阪市史 史料篇』の各家に、前掲『三重県史 資料編』の川喜田家を加えて伊勢商人の店則を整理した。

前者の嶋田は、商人らのなかにも多数の従業員を抱えて統制管理のために規範の必要性を痛感する者が、各家で「定目」や「掟」として従業員の心得や就業規則を作成するようになったとする。嶋田は掲載順で紹介した前掲『松阪市史 史料篇』の国分家と竹川家から長谷川家までのほか、三井・川喜田・長井家の店則を成立年とともに紹介した⁽³⁷⁾。

後者の後藤は、津・松坂・射和の三地域から出た豪商一〇家について概要として、主人から店員へ、つまり上から下へ与えられた服務規律・就業規則の名称は異なっている⁽³⁸⁾ので、後藤は表現を「店定目等」とした。そのうえで津の川喜田家の一八一六年（文化一三）「店定目」を筆頭に、射和では富山・竹川・国分家、松坂では堀木・堀口家から長谷川家と三井家までの成立年と条項数を紹介した。しかも内容については、「御公儀御法度を守る、神仏・御先祖の崇拜」「商売の心得」「現金・商品の管理」「帳簿記録の励行」「火・盗賊の用心」「外出の規制」「酒食・けんか・ばくち・遊芸等身持の指導」「服装・身の回りの規制」「保健衛生」「管理

職の心得」「その他」に分けて一覧表にし、各家の「店定目等」がほぼすべての条項でみられたとの説明で概括した点は評価できる⁽³⁹⁾。その一例として川喜田家の「店定目」を紹介しているものの、条項の具体的な説明が加えられていない点が唯一残念である。なお後述するように、川喜田家の三五ヶ条に関しては宮本前掲書において戦前に詳述されているので、川喜田家の再調査による新たな史料発見に期待しつつ、それらとともにさらなる解明が期待される⁽⁴⁰⁾。

前掲『松阪市史 史料篇』と前掲『三重県史 資料編』のほか「小津家文書」「長谷川家文書」を使用した大喜多の研究では、主人が伊勢に居住する伊勢商人の江戸店には「店作法」「店掟」「店式目」などと称される従業員規則が主人により作られ、それを遵守することが江戸店の経営には肝要であったとした。そして、小津家の一六九四年（元禄七）「定」の七ヶ条と一八二四年（文政七）以降に定められた「本店掟書」の一九ヶ条を事例として、前者と後者の間に制定された一七一三年（正徳三）「定」の一二ヶ条、一七六一年（宝暦一）「定」の二一ヶ条を踏まえて説明している。結論として伊勢商人の「店掟」は最初の掟書を基本とし、その後の店や世相の変化に応じて何度か改訂され、これを各家の奉公人らが固く守ってきたことが伊勢商人の江戸店が発展・存続した要因の一つであったと論じた。この点は評価できるが、さらなる検証が必要であろう⁽⁴¹⁾。

伊勢商人の店則に関する学術研究では、前述のように宮本前掲

書が最も古く、そのなかで「伊勢商人の家訓及店則」として論じた。伊勢商人については、「近江泥棒・伊勢乞食」を引用して江戸期から近江商人と比較対照されつつ、両者は特異の存在感を示して活躍したとする。伊勢商人の出発点として北条氏の小田原城下町から江戸への進出を述べて、伊勢商人と近江商人の経営様式は似ているが、どちらかといえば伊勢商人は江戸に出店を多く持ち、特権商人や御用商人として活動し、その最も有力なる代表者が三井家とした。⁽⁴¹⁾三井家のほかに川喜田家と長井家の店則を紹介し、前者では一八一六年（文化二三）「店定目」の三五ヶ条のすべて、後者では一八二七年（文政一〇）「定目」の一四ヶ条のうち一三ヶ条までを詳しく解説している。⁽⁴²⁾

長谷川家の先行研究で紹介した北島前掲書において同家の研究が大いに進められ、第六章で述べるが、同家の店則については「長谷川家の店制と家政改革」で明らかにしている。同家の店則は前掲『三重県史 資料編』では「掟法帳」と呼ばれ、一七三七年（元文二）の五八ヶ条が最初で以後改正が行われ、明治初期までみられたことを指摘した。⁽⁴³⁾

布川清司（一九六三）「江戸商家奉公人の倫理」では、田中家の店則からの分析ではないものの、伊勢の本家から江戸店に宛てた指示書を本家で書き留めて置いた「江戸用事扣」を使用し、奉公人の倫理について明らかにした。すなわち、田中家の経営主は店掟を固執するあり方を要求し、生活上では辛抱・出精・和順、経営上では慎重・機敏を実践する奉公人を理想としたが、同家で

はそれに違反する奉公人がいたという。これに対し経営主は「店掟」を時代や奉公人の実情に対応させて適宜修正し、また儒教や仏教の概念で補強しつつ合理化や不心得者が出た際にはそれを教訓として利用していたとし、店則の存在意義を強く論じた。⁽⁴⁴⁾

鈴木敦子（二〇一八）では長井家の店則を整理し、同（二〇一五）では「店掟之事」を同じ伊勢商人の長谷川家、近江商人の中井家、京都商人の杉本家と比較しながら考察を行った。長井家の「店掟之事」については、営業時間・営業活動・商圈・経営会議・小遣い・退職金・服装・外出時の注意・健康管理の規定などの店舗運営や服務規定の前半部分と、後見人・支配人・二番・三番・四番の役職別における業務内容の後半部分に分かれていた点を見出し、両部分の特色を鮮明にした。鈴木は今後、江戸店持ち商家の検討によって、当主が本宅に居住して資産の最終管理・組織全体の統括をする所有と実務を支配人に任せて営業拠点の江戸における店舗経営との関係が判明することで、意思決定のプロセス・経営業績の実態解明に近づくことができるとして、伊勢商人の商業経営史分野の課題に関連付けてまとめた。⁽⁴⁵⁾

鈴木も加わっている三井文庫主催の近世経済史料研究会（二〇二二）では、伊勢商人の江戸店の店則として一六八八年（貞享五）の伊豆蔵五兵衛家の「店法度・作法并異見之事」を翻刻し詳細に分析した。三井家と伊豆蔵五兵衛家の関係を明らかにしつつ、伊豆蔵の店則については第一に三井家の「現金掛値なし」商法が伊豆蔵を手本に導入された点、第二に一七世紀後半の江戸における

呉服取引の実情をうかがわせる点、第三に江戸店の店制および手代統制にかかわる項目が多数を占めている点、第四に伊豆蔵の店則と酷似した店則が存在していた点を解き明かし、今回発見された伊豆蔵の貴重な店則の価値を浮き彫りにした。この研究によって、伊勢商人を含めた豪商や商業経営における「店則」の研究意義や可能性を限りなく拡大したと考えられる⁴⁶⁾。

以上、伊勢商人の店則に関する先行研究に関して整理してきたが、伊勢商人の営業実態・規模や当主と奉公人の関係性を明らかにするために翻刻資料も含めて、今後も各家の店則自体を分析しながら宮本前掲書のように大坂商人や近江商人などの比較検討を進めなければならない。

第五章 店則の読み聞かせ

店則の読み聞かせについては、宮本前掲書では武家の家訓が一般の披見を禁じたのに対し、商家の「家訓・家法・店則」は定日に朗読し、壁書・張り紙で表示することが多かったことの指摘がある⁴⁷⁾。

西坂靖（二〇〇六）は三井家の越後屋京本店を対象とし、店の規則すなわち式目・定書類の手代らへの周知方法について「読聞かせ」をあげている。京本店では、「組寄会」「内寄会」など店内の寄合のつどに読み聞かせられるべき式目が決められていた。「読聞かせ」以外では、奉公人から銘々の印形をとることによって規

律の徹底を図る「判取り」や、店内のあちこちに護符のごとく掲げられた掲示物などがあったとした⁴⁸⁾。

油井宏子（二〇〇七）は、江戸の呉服商として越後屋・大丸屋などと並び称された白木屋では店則であった「規矩帳」が慣例的に読み聞かせられ、また仕事の手が空いた時には常々自ら目を通すように言われていたという⁴⁹⁾。

上村雅洋（二〇一二a）は、近江商人の西川家の店則において火の用心、帳簿の取り扱い、蔵の管理、外出・着類・習い事の規則、開店・就寝時刻、新規事業の禁止など奉公人をめぐる様々な細かい取り決めがなされていた点を指摘した。こうした店則の指針に基づいて奉公人の日常行動が本家によって規制されていたのであり、それを周知徹底させるために店内において毎月定期的に読み聞かせが行われた。なお上村は、翻刻した店則のなかに含まれる「右提書毎月十五日夜人数相揃、支配人読為聞可申候、若十五日夜無抛差支有之候ハ、十七日夜読為聞可申候事」や、「提書毎月九日夜人数相揃式番目之者為読聞可申候、若九日夜無抛差支在之候ハ、十日夜為読聞可申候、尤提書承候内ハ主人之直談より重く相心得、一統相慎承り可申事」を根拠として論じたと考えられる⁵⁰⁾。

以上のような指摘がみられるが、次に伊勢商人の店則から読み聞かせをあげておく。そこで前掲『三重県史 資料編』と前掲『松阪市史 史料篇』の翻刻資料から探ってみよう。

前者では、小津家の一七六一年（宝暦一一）「定」には「自今

毎月八日店中江読為聞相守可申候」、長井家の一八二七年（文政一〇）「定目」には「月々寄合之節致披露無忘却堅相慎候様可致候」とある。⁽⁵¹⁾また、川喜田家の一八一六年（文化一三）「店定目」には「毎月廿八日夜両店立合商売之儀を始店中取締之義為読聞、心得違之者無之様吃度教諭可有之候」とあり、毎月読み聞かせが行われたことがわかる。川喜田家の一八六八年（慶応四）「一八七二年（明治五）」「定目」には、「右之通永々正月十九日、七月六日、十月十九日夜、主人初築地岩田勤番一統立合之上読為聞可申」とあり、幕末・明治初期では年三回に変更されていたようである。⁽⁵²⁾渡辺家の一八三六年（天保七）「店式目申渡之事」には、店則に對して最後に隠居役や支配人が「右之通夫々日読無油断末々迄難有奉承知和合配意可仕候条」と記し、日々読まれていたことが確認できる。⁽⁵³⁾

後者では、国分家の一七七四年（安永三）「定目」の解説のなかで、節季初めの年二回ぐらゐは奉公人全員を集めて読み聞かせたとある。⁽⁵⁴⁾富山家の「店法度作法并異見事」（年代不詳）では「毎年正月十一日八月十一日此兩日之夜に入りて、皆々集り寄て急度読聞ケ可申候」、堀口家の一七五三年（宝曆三）「家訓掟之条々」では「右之条々常々被懸心ニ新參之者江為読聞、猶又正月勘定之日七月十六日壹ヶ年二両度宛店々之者共ニ為読聞子共ニ至迄も為相守可申候」とあり、両家でも年二回であったことが読み取れる。⁽⁵⁵⁾殿村家の一七七五年（安永四）「店仕法」では、「右仕法書寛延三年より毎月於本店読聞候所、辰歳以来度々之火災ニ被障致中絶

候、此度相改認遣候間毎月日を極置候而本店二而一夜兩替店二而一夜毎月両度無懈怠皆々揃候而読聞可被申候」とあり、一七五〇年（寛延三）から本店で読み聞かせていたが、一七六〇年（宝曆一〇）もしくは一七七二年（安永元）から火災のため止めていた。しかしながら、一七七五年（安永四）から本店と両替店において一日ずつの月二回で読み聞かせを再開していたことがわかる。⁽⁵⁶⁾近世経済史料研究会前掲の伊豆蔵では、「依而於京都一ヶ年二度宛勝手之節、乃至月待之夜二而も、惣中を集め、年寄中之内ち読聞候事」とあり、この店則は江戸店の掟であるものの京都店でも年に一回読み聞かせることにしていたという。⁽⁵⁷⁾

さて、今回紹介する本史料の表題には「毎年両度」と「読聞」と入っており、年二回読み聞かせを行っていたことがわかる。しかしながら、前述で紹介してきた奉公人に対する具体的な店則とは異なっている。内容については次章で詳しく説明しよう。

第六章 史料解説

（一）長谷川次郎兵衛家について

本章では、伊勢国松坂出身の木綿商長谷川次郎兵衛家および分家の当主等が一八三六年（天保七）四月に作成した本史料の内容について解説する。

まず、本史料を作成した長谷川家について触れておきたい。⁽⁵⁸⁾同家は、江戸大伝馬町一丁目に店を構え、木綿の商いで財を築いた

商人である。一六七五年(延宝三)、長谷川家創業の祖とされる長谷川家三代当主政幸が丹波屋次郎兵衛を名乗り、大伝馬町一丁目で木綿仲買を始め、一六八六年(貞享三)には、大伝馬町一丁目の木綿仲買商とともに木綿仲買兼仕入問屋となった。江戸店の経営が安定すると政幸は国元の松坂へ戻り、江戸店の経営は奉公人に任せた。ちなみに、このような経営方法は長谷川家を含む伊勢商人の特徴の一つである。

一七〇二年(元禄一五)、政幸から家督を相続した四代当主元忠が「新店」を開くと、相次いで分店を開業する。一七二五年(享保一〇)には、長谷川家の分家にあたる長谷川武右衛門家の木綿店「亀屋」、続けて同じく分家の長谷川六郎次の木綿店「戎屋」が開業する。なお、開業時の武右衛門家当主および六郎次家当主はいずれも三代当主政幸の子で、四代当主元忠の弟にあたる。さらに、一七八三年(天明三)に「向店」を開業した。以上のようにな、長谷川家は江戸大伝馬町一丁目へ店を五つ展開するほど有力な木綿商であったといえよう。

(二)「毎年両度読聞覚」について

本史料は、長谷川家および分家の当主等が連名で江戸の各店奉公人等へ宛てた訓戒で、①本店(以下、史料①)、②亀屋・戎屋(以下、史料②)、③向店(以下、史料③)の三冊からなる。形態、作成日、作成者(差出人)、宛名はいずれも同じで、「長谷川」と墨書された木箱に納められており、本史料のほかに一〇点の史料

がある。なお、もう一店舗の「新店」は管見の限り確認できていない。

本史料の形態は三冊とも同様であり、縦幅約二七・八センチメートル×横幅約二〇・七センチメートルの縦帳である。丁数はいずれも六丁で、表紙中央に「毎年両度読聞覚」とあり、右上には各店の屋号が記されている。また、三冊とも文言に若干の違いはみられるが、江戸店の奉公人に対する訓戒が記されており、内容に大きな差異は確認できない。なお、内容については後述する。文末には、「天保七年丙申四月」と作成日があり、それに続いて作成者(差出人)の署名と印が連名で確認できる。「次郎吉」、「六郎次」、「武右衛門」、「次郎兵衛」、「長谷川宗意」は、それぞれ長谷川家とその分家の当主等である。「次郎兵衛」は長谷川家の八代当主元貞(一七九六—一八五八)で、「長谷川宗意」は元貞の父にあたり、長谷川家七代当主を務めた元美(一七七四—一八四八)で、当時は、すでに家督を譲り隠居の身であったと考えられる。「次郎吉」は、元貞の子元熙(二八二〇—一八七四)の幼名で、後に同家九代当主となった。⁽³⁹⁾「六郎次」と「武右衛門」は先述の通り長谷川家の分家にあたり、武右衛門家は木綿店亀屋、六郎次家は木綿店戎屋を大伝馬町一丁目に構えた。宛名には、「退役人中・支配人中、店一同中」と記されており、三者とも江戸店の奉公人の職制を指す。退役人↓支配人↓店一同(支配人未満の奉公人)と序列が高い順番に記されている。⁽⁴⁰⁾

本史料が作成された経緯については、左記の通り史料①にのみ

記されている。

寛政五年癸丑三月十一日其元店へ別紙を以連名ニ申入候書付本店方証文箱へ入置、毎年二度之寄合ニ退役人、支配人始末々若者見世中一同不洩様ニ本書取出被読聞可申旨申入有之候所、年数も相立依之今度亦々其節申入候儀認指遣候儀ニ候

この記述によれば、一七九三年（寛政五）三月十一日に作成された書付を江戸店の奉公人一同に対して、毎年二度の読み聞かせを行っていたところ、年数の経過で新たに認めたところ。つまり、本史料は一七九三年（寛政五）三月十一日の書付を元に作成されたといえよう。但し、この書付がどのような経緯で作成されたかについては本史料からは判然とせず、今後の課題としたい。

では、本史料の内容についてみていきたい。先述の通り本史料は、長谷川家および分家の当主等が江戸店の奉公人に対しての訓戒である。

まず、商いを行ううえでの注意や姿勢についてと思われる記述がみられる。儒教が説く基本的な三つの徳「智仁勇」であつても度が過ぎると、人に侮られることや憎まれることとなり、却つて害を及ぼす注意喚起をしている⁽⁶¹⁾。ただ、それらが足りなくても勤まらないとしており、程合として、「信を元ニ堅メ私意之曲を不出、天之道ニ叶人間之道ニ叶候様」に日々考えて商いに精を出すよう促している⁽⁶²⁾。

次に、和合についての記述がみられている。『孟子』の公孫丑章句下から「天之時は地之利ニ不如地之利も人之和ニ不如⁽⁶³⁾」を引用し、「天」と「地」を主家である長谷川家、「人」を奉公人に例えて、「天方も地方も人之和するが第一之事也」と、奉公人一同の和合が最も重要であると記す。江戸店に総勢百名前後の奉公人を擁する長谷川家にとっては、奉公人一同の和合は重要な課題であつたのであろう⁽⁶⁴⁾。また、和合を強調している点については、和合などの商業道徳を説いた石門心学の影響が考えられ、本史料の作成者の一人である長谷川家七代当主元美は石門心学を執心していた⁽⁶⁵⁾。加えて、儒教的色合いがみられるのも、作成者の一人である同家八代当主元貞が儒学者の頼山陽、梅辻春樵、牧野黙庵などと親交を持ち、儒教的素養を持ち合わせていたためだと推測される⁽⁶⁷⁾。

以上のことを踏まえて、最終的に長谷川家および分家の当主等は、江戸店の奉公人に左記の申し入れを行っている。

店之若者和合いたし商内之正道慈悲人間之正道を思ひやり思ひめくらし、傍輩中互ニ助け合ひ正道ニ進ミ儲ケ出主家ニ指出シ候得ば、奉公之面々店若者皆々能所帯ニ有付、面々之先祖は勿論後々子孫迄も商売之見世所帯相続之基を開き候事ニ候間、此趣意得与書面之読ミ味へ心ニ納メ可申事也⁽⁶⁶⁾

奉公人が和合、正道、慈悲といった商いを行うことで、店は儲

けを出すことが可能であり、また主家である長谷川家にその儲けを差し出せば、奉公人は所帯を持つことができるとして、前述の訓戒を徹底することは結果的に奉公人自身がメリットを得られると結論づけている。それゆえ、奉公人に対して訓戒をしかと読むように申し入れを行っている。このように、本史料に記されている訓戒は全体を通して道徳的な内容で占められていることがわかる。

さらに、この訓戒を徹底するために、「毎年二度之寄合ニは退役人、支配人始末々之若者見世中一同ニ不洩様ニ此之本書を出シ^(天)太切ニ読聞ケ互ニ申談和合出情可致候」と、奉公人一同に対して前述の内容を毎年二度読み聞かせるように指示をしている⁽⁶⁾。こうした奉公人に読み聞かせたもので、道徳的な内容を記した史料は、第五章で論じたように確認があまりできないため稀有な史料といえる。

また、史料①には続けて「本書之文言店永覚帳へ写シ置可被申候」と記されていることから、長谷川家が本史料をいかに重要視していたかがうかがえる。

最後に、本史料の位置づけについて考えていきたい。本史料を初めて取りあげたのは北島前掲書である。北島の先行研究では、本史料を店則の一つとして位置づけている。長谷川家では「掟法帳」と称される店則が一七三七年（元文二）に作成されてから、加筆や修正を繰り返して度々改正が行われており、本史料は天保期に改正された店則だと論じている⁽⁷⁾。しかしながら、二つの点か

ら本史料が「掟法帳」と異なると考えられる。まず、本史料は一七九三年（寛政五）三月十一日に作成された書付を元に認められたものであり、そもそも作成の経緯が「掟法帳」と異なる点である。二つ目は内容の違いである。「掟法帳」が奉公人の生活規則や商いの服務規則を列記しているのに対して、本史料は商いをすすめるうえでの道徳的な訓戒を記しており、その内容は双方で大きく異なる。

以上のことから、本史料を店則として位置づけることは再検討する必要があると思われる。おそらく長谷川家は、一七九三年（寛政五）三月十一日以降、店則を記した「掟法帳」と道徳的な商いの心構えを記した本史料を併用して、江戸店の奉公人の管理を行っていたのではないだろうか。遠隔地に店を構えた長谷川家がどのように奉公人を管理していたのかを考えるうえで、本史料は重要であるといえよう。

第七章 おわりに

幕末期において伊勢商人のなかでも筆頭格であった長谷川家の奉公人への読み聞かせに関する本史料について、関連する先行研究等の紹介とともに明らかにした。

本史料の特色を簡潔に述べると、そこで紹介した奉公人へ読み聞かせた店則とは異なっていたということである。では寛政期（一七八九〜一八〇〇）の長谷川家において、なぜこのような道徳的

な内容の読み聞かせが行われるようになったのであろうか。これについては次回の課題とするが、この解明のためにも前掲『三重県史 資料編』と前掲『松阪市史 史料篇』で翻刻紹介されている長谷川家を始めた伊勢商人の店則の分析も必要となろう。すなわち、伊勢商人の店則の解明は各家の江戸店の経営やその規模を探るために大きな材料となる。そして、本家・分家など商家自体と店則や奉公人との関係性を解き明かすためには、各家の家訓や店則自体の改正についても検討するべきであろう。

注記

- (1) 「毎年両度読聞覧」(「長谷川家文書」史料番号三〇七・一・二・三)。
- (2) 長谷川家は、幕末期において新政府から会計基立金の各地のまとめ役となる御用掛として、津・白子・松坂における伊勢商人のなかで田中・川喜田・久住・小津家と並んで命じられている。末田智樹(二〇二三)「明治新政府の会計基立金募集による伊勢商人の応募額―石水博物館所蔵『川喜田家文書』の分析―」『中部大学人文学部研究論集』第四九号、同(二〇二三)「幕末維新时期御用金調達に関わる伊勢商人小津清左衛門家の一齣」『中部大学人文学部研究論集』第五〇号、同(二〇二四)「慶応四年会計基立金布達における伊勢商人の応対」『中部大学人文学部研究論集』第五一号を参照。
- (3) この点に関しては、末田と扇野が長谷川家所蔵の史料を調査した結果の見解である。
- (4) 本稿の第二章は、末田智樹(二〇二三)「伊勢商人の歴史文化資源の重要性と活用―豪商のまち松阪の長谷川治郎兵衛家と小津清左衛門家の経営遺産―」『日本商業施設学会第二一回研究発表論集』の

第三章「長谷川治郎兵衛家の先行研究の整理」を大幅に加筆修正したものである。

- (5) 大谷壽太郎(一九三七)「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿(其一)(其二・完)」『會計』第四一卷第五号・第六号、宮崎正吉(一九四二)「江戸大伝馬町太物問屋資料に就て」『橋論叢』第一〇巻第二号。
- (6) 北島正元編著(一九六二)『江戸商業と伊勢店―木綿問屋長谷川家の経営を中心として―』吉川弘文館。
- (7) 林玲子(一九七四)「長谷川商店」山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融篇』東京大学出版会。また、江戸期の長谷川家の商業経営については、林玲子(一九六七)『江戸問屋仲間の研究―幕藩体制下の都市商業資本―』御茶の水書房において北島前掲書に依拠しながらまとめている。
- (8) 河原一夫(一九七七)「伊勢・長谷川家の帳合法」『江戸時代の帳合法』ぎょうせい。
- (9) 松阪市史編さん委員会編(一九八三)『松阪市史 第一二巻 史料篇 近世(二) 経済』勁草書房、三重県編(一九九八)『三重県史料編 近世四(上)』同県。
- (10) 賀川隆行(一九九九)「江戸木綿問屋長谷川家の経営の転換」『三井文庫論叢』第三三号。
- (11) 松阪市教育委員会編(二〇一三)『三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』松阪市教育委員会。
- (12) 松阪市教育委員会編(二〇一八)^a『三重県松阪市 長谷川家資料調査報告書(三冊セット)』松阪市教育委員会。
- (13) 鈴木えりも(二〇二三)「木綿問屋長谷川家と廻船―明治四年真栄丸芳兵衛船一件の紹介―」日本福祉大学『知多半島の歴史と現在』vol. 17。
- (14) 賀川隆行(二〇一四)「成長期の江戸木綿問屋長谷川家の経営と家屋敷」『三井文庫論叢』第四八号。

- (15) 鈴木敦子(二〇一五)「木綿問屋長井家江戸来状群における店則『店掟之事』―長谷川家・中井家・杉本家との比較を交えて―」『大阪大学経済学』第六四巻第四号。
- (16) 奈良文化財研究所編(二〇一四)『旧長谷川家住宅調査報告書』松阪市教育委員会、松阪市文化財センター編(二〇一四)『江戸店持ち松阪商人 長谷川家入門』松阪市文化財センター。
- (17) 松阪市教育委員会編(二〇一八b)『重要文化財 旧長谷川家住宅保存活用計画』松阪市教育委員会、同上編(二〇一八c)『三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅 保存活用計画』松阪市教育委員会。
- (18) 橋本寿哉(二〇二〇a)「近世日本の商家における会計実務の発達と組織体制―伊勢商人・長谷川治郎兵衛家の会計実務の発達過程の分析を中心に―」大東文化大学『環境創造』第二五号、同(二〇二〇b)「伊勢商人・長谷川治郎兵衛家の帳合法の発達過程」『会計史学会年報』第三七号。
- (19) 松阪歴史文化舎編(二〇二二)『開館三周年記念図録 旧長谷川治郎兵衛家』松阪歴史文化舎。
- (20) 筒井紘一(二〇二三)「認得齋・玄々齋と長谷川家」今日庵文庫編『茶道文化研究』第五輯、扇野耕多(二〇二二)「長谷川次郎兵衛家と裏千家」『地方史研究』第七二巻第四号。
- (21) 嶋田謙次(一九八七)『伊勢商人』伊勢商人研究会、後藤隆之(一九九〇)『伊勢商人の世界』黎明書房、大喜多甫文(語り手)(二〇〇五a)『松坂商人のすべて(一)―江戸進出期の様相―』伊勢の國・松坂十楽、同(同)(二〇〇五b)『松坂商人のすべて(二)―あるじの苦悩と奉公人の苦勞―』同、同(同)(二〇〇六)『松坂商人のすべて(三)―時代を彩った豪商たち―』同、同(二〇一七)『伊勢商人と江戸店』私家版、三重県編(二〇二〇)『三重県史 通史編』同県。
- (22) 宮本又次編(一九七六)『豪商百人』平凡社、奈良本辰也監修(一九七九)『土農工商 商人』平凡社、萩原裕雄(一九九〇)『江戸豪商一〇〇話』立風書房、片倉比佐子(一九九二)『日本橋の老舗問屋街―上方商人による江戸店の発展―』『大江戸万華鏡(江戸時代人づくり風土記)』[48]東京)『農山漁村文化協会』。
- (23) 「旧長谷川治郎兵衛家資料公開目録」では、「古文書総目録」「書籍総目録」「書画目録」「生活道具等総目録」を閲覧することができる。
<https://matsusaka-rekibu.com/nokukoku/>を参照。
- (24) 宮本又次(一九四二)『近世商人意識の研究―家訓及店則と日本人道―』有斐閣、七一・七二頁、一四八―一四九・一五四―一五八頁。
- (25) 「家訓・店則」のほかには、管見の限りでは「家則・店則」や「家憲・店則」などの論題を確認している。
- (26) 安岡重明(一九七八)「商家における家憲の成立(試論)―住友家法のかくれた部分との関連において―」同志社大学人文科学研究所『社会科学』第二四号、安岡重明・瀬岡誠・藤田貞一郎(一九九五)「経営理念の近世的特色」安岡重明・天野雅敏編『日本経営史1 近世的经营の展開』有斐閣、二四五―二四九頁。
- (27) 足立政男(一九七四)『老舗の家訓と家業経営』広池学園出版部、一八一―一九三頁。ほかに足立政男(一九七〇)「家業永続の秘訣―老舗の家訓から―」京都府編『老舗と家訓』同府を参照。
- (28) 入江宏(一九九六)『近世庶民家訓の研究―「家」の経営と教育―』多賀出版、三―六九頁。
- (29) 前掲『三重県史 資料編』一一八―一六四頁。
- (30) 同前、五頁。
- (31) 同前、一一―一三頁。
- (32) 同前、一一八頁。
- (33) 同前、一一八頁。

- (34) 注(29)と同じ。
- (35) 前掲『松阪市史 史料篇』一五九～一六二・一七一～一七三・一九五～一九八・二四七～二四八・二六六～二六九・二七九～二八〇・三二八～三三〇・三五八～三六一頁。
- (36) 注(21) 参照。
- (37) 嶋田前掲書、一五〇～一五四頁。
- (38) 後藤前掲書、一九一～一九六頁。
- (39) 同前、一九六～二〇二頁。筆者による石水博物館所蔵の「川喜田家文書」の調査で家訓類が見出されており、今後はこれを含めて新たな分析を進めたい。
- (40) 大喜多前掲『伊勢商人と江戸店』一三四～一四四頁。
- (41) 宮本前掲『近世商人意識の研究』二五五～二五八頁。
- (42) 同前、二五九～二七一頁。ほかに宮本又次(一九四〇)『伊勢商人の店則』『経済史研究』第二四巻第五号を参照。
- (43) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』五七一～六一八頁。
- (44) 布川清司(一九六三)『江戸商家奉公人の倫理』『日本歴史』第一八六号。ほかに前掲『三重県史 資料編』三〇四～三三五頁を参照。
- (45) 鈴木敦子(二〇一八)『伊勢商人長井家江戸来状群における店則』『店掟之事』をめぐる一考察』渡辺浩一(研究代表者)『石水博物館所蔵長井家文書目録』、鈴木前掲『木綿問屋長井家江戸来状群における店則』『店掟之事』。
- (46) 近世経済史料研究会(二〇二二)『史料紹介』貞享五年・伊豆蔵五兵衛『店法度・作法并異見之事』—伊勢商人の江戸店の店則—『三井文庫論叢』第五六号。第四の伊豆蔵の店則と酷似した店則が存在していた点については、現金掛値なし商法で、時代に先駆けた江戸の呉服商が伊豆蔵であつたため、岩城桝屋や伊藤屋(現・松坂屋)は伊豆蔵の店則を模範としたのではないかという仮説を立てている。管見の限りでは前掲『松阪市史 史料篇』一九五～一九八頁

- の富山家の「店法度作法并異見事」が伊豆蔵の店則と表題から酷似しており、多くの条項が重なっている。両家店則の比較分析は今後の課題としたい。
- (47) 宮本前掲『近世商人意識の研究』一五〇・一五七頁。
- (48) 西坂靖(二〇〇六)『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会、三一～三三五頁。ほかに財団法人三井文庫編(一九七三)『三井事業史 資料篇一』同文庫、七八〇頁を参照。
- (49) 油井宏子(二〇〇七)『江戸奉公人の心得帖—呉服商白木屋の日常—』新潮社、一三七～一三九頁。
- (50) 上村雅洋(二〇二二a)『近江商人西川利右衛門池の店則』和歌山大学『経済理論』第三七〇号。店則の読み聞かせについて上村によるものとしては、近江八幡市史編集委員会編(二〇二二b)『近江八幡の歴史 第五巻 商人と商い』近江八幡市の「第五章 商人を育む」も非常に参考になる。
- (51) 前掲『三重県史 資料編』一二二・一四二頁。
- (52) 同前、一四六・一五一～一五二頁。
- (53) 同前、一六一頁。
- (54) 前掲『松阪市史 史料篇』五四〇頁。ほかに一般財団法人日本経営史研究所編(二〇一五)『国分三百年史』国分株式会社、五二頁を参照。
- (55) 前掲『松阪市史 史料篇』一九五・二六九頁。
- (56) 同前、三三〇頁。
- (57) 近世経済史料研究会前掲論文、三一四・三三三頁。
- (58) ここでは主に、北島前掲『江戸商業と伊勢店』、松阪市教育委員会編(二〇一三)『三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書I』松阪市教育委員会、前掲『三重県史 資料編』を参考にした。
- (59) 前掲『三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書I』一二頁。
- (60) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』五七九～五八〇頁。

- (61) 吉田賢抗(一九七〇)『新釈漢文大系1 論語』明治書院、赤塚忠(一九七〇)『新釈漢文大系2 大学中庸』明治書院。
- (62) 引用箇所は、史料①②③に差異はない。
- (63) 内野熊一郎(一九七〇)『新釈漢文大系4 孟子』明治書院。引用箇所は、史料①②③に差異はない。
- (64) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』五七―五七四頁、五七九―五八一頁。
- (65) 竹中靖一(一九七二)『石門心学の経済思想 増補版』ミネルヴァ書房、柴田実(一九七二)『日本思想史体系42 石門心学』岩波書店。
- (66) 前掲『三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書I』一二頁。
- (67) 同前、一二頁。
- (68) 史料①を引用した。なお、史料②③では「思ひめくらし」が「おもひめくらし」、「能」が「能き」とある。
- (69) 史料①を引用した。なお、史料②③では「毎年二度ツ、退役之衆中、支配人始末々若者見世中一同ニ不洩様ニ此本書を取出シ太切ニ読聞ケ互ニ申談出情相勤可被申候」とある。
- (70) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』六一四―六一八頁。北島によれば、長谷川家の「掟法帳」は一七三七年(元文二)を最古として、一七六九年(明和六)、一七七三年(安永二)(但し安永三年の誤りか)、一七八三年(天明三)、一七九二年(寛政四)、一七九九年(寛政一)、一八三二年(天保三)、一八三六年(天保七)、一八四二年(天保一三)、一八五七年(安政四)、一八六三年(文久三)、一八六七年(慶応三)、一八七二年(明治五)などに改正されたとある。前掲『三重県史 資料編』によれば一七三七年(元文二)は確認できず、ほかに、一七八二年(天明二)、一八二一年(文化八)、一八四四年(文化一)、一八三五年(天保六)、一八五二年(嘉永五)の「改正掟法」が確認できたとある。
- (71) 前掲『三重県史 資料編』一二五―一二三頁。一七八三年(天明三)

の「掟法帳」は左記の通り。なお、翻刻は前掲『三重県史 資料編』より引用した。

一、御公儀様御法度之儀者不及申御触事堅相守、惣而御公辺ニ相拘り候儀大切ニ可仕候事

一、御成還御之節本店始店々支配人他行不致、火之元其外諸事入念不調法無之様相互ニ気を付、御通行之節大切ニ相慎、尤台所江引籠扣居候者之内、上役之者気を付物静ニ可仕候事

一、御大名様方不絶御通路被遊候へハ、常々店前江荷物張出し不申候様気を付可申事

但し常々車江荷物積立候ハ、縄張懸ケ往来之怪我無之様心懸ケ、如何様之儀被申懸候共雜言過言不申、惣而不作法無之様常々気を付大切ニ可致候、右之趣下々男共へも急度心得可申付事

一、忠孝之二字を常々心ニ不絶、検約を守家業を大切ニ情出シ、身之奢を省キ上下之列を糺シ、人之悪事を不語身之高慢を慎ミ堪忍第一ニ而、傍輩之間ハ水魚の如し与申候古言を不忘、昼夜之勤儉初ニも怠りなく相互ニ睦鋪申合相励出情致し、店風儀不乱様急度守可申事

一、木綿繰綿商売之儀昼夜駈引出情励候事

但し余商売思入買別而米油とたんの儀、安永巳年申遣し候通法度之儀弥相守可申、同七戌年申遣し候繰綿駈合商内之儀はまた法度守可申、惣而延商内之儀ハ勿論之事、余商売江氣移候。決而不成候

一、一家店ハ不及申相店向店仲間一統睦敷いたし、仲間之作法披り申間敷候事

附り、店々支配人ハ不及申下々之者迄、つねく高慢候儀無之様相嗜可申候

一、店々支配人身持第一ニ慎、売買駈引之儀ハ勿論之事、箇条之趣熟得致日用万事ニ気を付可申事

- 一、退役之者常々昼夜共惣店々を打廻り万事氣を付合、支配人他行之節ハ猶更氣を付可申候事
- 一、支配人他出致候節ハ退役之者江斷、支配次之者急度諸事取扱氣を付可申事
- 一、毎月店々ニ而精進日待夜ハ堅相慎、当日退役支配人之内仏參可致候事
- 一、支配人ハ末々ニ至迄着用花美成儀堅致間敷候、紗綾縮緬羽二重郡内越後縮紹其外薄羽織七子琥珀帶停止之事
- 但し支配人ハ縮緬單羽織紹羽おり薄羽おり縮帷子七子琥珀帶郡内紋付之小袖麻上下、右之品拵用意可致事
- 一、支配脇之者縮緬單羽織拵用意可致事
- 一、三番ハ已下初登り致候者迄ハ、絹袖之外宜敷衣服所持不致咎
- 一、支配人支配脇三番ハ末々ニ至迄、用意之衣服常々私用ニ着用決而不成候
- 一、常服之儀支配人支配脇ハ棧留嶋、三番ハ已下ハ伊勢嶋着用ニ可致、帷子之節ハ支配人支配脇奈良嶋、三番ハ末ハ龜相成ル奈良嶋、末々ハ越前嶋之類ニ可致事
- 一、革緒之下駄木履雪踏別書登別傘之儀者、支配人用意致常々遣可申事
- 但し支配脇ハ已下銘々下駄足駄革緒無様ニ候、支配脇雪踏共、已下ハ草履ニ可致候、番からかさ菅かさ一統遣ひ可申候
- 一、店々支配脇之者商内駈引第一二致、店中之者不埒無之様常々氣を付可申事
- 一、店々之内内湯風呂之処ハ火之用心入念、御成之節ハ錢湯休之通内風呂ニ而も休ミ、風立候節ハ猶更火之用心氣を付可申候
- 一、店々之内外風呂之店ハ、入湯之外私用ニ罷出候事堅相成不申候事
- 一、惣店々若者若無拋私用在之罷出候ハ、其先〱を斷罷出可申、

- 夜ニ入候ハ、如何様之用事在之候共、四ツ時限急度帰可申候
- 但し五節句休日罷出候ハ、先キ〱ニ而無礼無之様相慎ミ可申、尤暮合限帰可申、相背候者在之候ハ、急度吟味可致候
- 一、五節句休日之節たりとも、本店始店々ニ而式人宛ハ店ニ残り急度相詰可申事
- 一、店々之者見世用事仕廻手透候共、台所江引籠申間敷候事
- 一、常々見せ先キ前店ニ而不行儀無之様ニ致シ、見世透ニ相成候ハ、行儀能相詰、せり物ハ不及申、商内之儀互ニ無油斷心懸出情可致候事
- 但し店ニ而つね〱本之類惣而無益之品を手ニふれ慰候事堅不相成候
- 一、仲間參会之砌不參不致支配人自身罷出可申候、尤相談不相済内他出致申間敷候事
- 一、支配脇之者売場所江參候儀商内駈引在之事ニ候、尤夜ニ入四ツ時限早速帰可申候事、支配脇之外參候儀相成不申候
- 但し三番ハ已下之者商内用事在之候ハ、売場之衆呼ニ遣し而用向キ相達し可申候
- 一、売場祝儀商内之節、売場ニ而用事相済不申内他出致申間敷候、勿論用事相片付候ハ、早々帰宅可致事
- 一、召遣ひ之男共身分不相応之品有之候ハ、急度吟味可致、下駄足駄雪踏革緒之品不成候、木綿緒之草履是又不成候
- 一、洗濯屋其外中宿へ衣類持出しおき、他行いたし候儀法度候之事、若右之類在之外方相知れ候ハ、当人ハ不及申中宿其外見遁し置候者も急度取計可致候
- 一、夜深成内參詣所其外何かたへも出候儀堅無用、開帳朝參等いたし候ハ、明六ツ時方罷出、見せ開き不申内下向いたし、前夜參詣処斷置可申事
- 一、店々之者寄合茶屋肴屋蕎麦屋杯催し無用之事

但し右聊之酒興方増長致し惡事ニ及候間、小茶屋江寄り合候儀
店々末々ニ至迄急度吟味致し、法度守可申候

一、諸勝負堅無用之事、仮令正月二而も堅法度ニ候

一、店々若者手習可致候、其外稽古事堅無用ニ候

一、病氣之節ハ店々傍輩中互ニ氣を付介抱可致事

一、奉公人抱候節早速請狀為致候事

一、国々問屋之儀旧来懇意之衆中ハ不相替懇意ニ致し、代呂物善惡
無遠慮可申遣事、新規問屋拵江中間鋪、若無拋仕入いたし候ハ、
支配人相談之上取計可申候事

一、青屋紺屋染地相重り不申候様々改可申事

一、本店始店々之得意衆を互ニ引入商内致し候儀、店々相互ニいた
し中間敷候事

一、売子衆分限相應を相考商内致可申、尤通帳金高例格不相応ニ相
成不申候様々々駈引いたし可申、宜敷得意衆たりとも取替金致遣
し候衆中江代呂物勸め候事堅致中間鋪、懸方之儀支配人ハ不及申
式番三番之者随分氣を付、金高不相応之儀在之候ハ、相改急度申
談、通帳常々金高顯し、物前ハ別而之儀、平日逆も溜置不申無油
断催促可致、并ニ買出しニ被參候節金子持參有之様挨拶いたし可
申、通帳金銀受取高常々支配脇帳合吟味可致候事

一、銘々引請之商内致遣し候ハ、通帳しらへ者手を替へ其外之者
致可申候事

一、新懸ヶ商内致中間敷候、尤慥成引請人在之候ハ、相談ニも及可
申、勿論金高限常々金廻シ仕切勘定も相違不致候様相究、引請人
印形取置可申、金高之懸壳慥成請人在之候共堅致中間鋪候事

一、売子衆買出し中絶之仁在之候ハ、氣を附挨拶ニ遣し可申事

一、売子衆へ越商内一切致中間敷候事

一、売子衆新ニ宿致中間敷候、尤先規より留來候仁ハ格別之事

一、売子衆何方へも連行候儀致中間敷候、若無拋儀在之候ハ、支

配人其次へ相断可申、尤花麗成事堅致中間敷候事

一、通帳出し不申売子衆江少々之羽銀ニ而も取替中間敷事

一、月々懸方引請之者無滞相廻り、金子取立之儀ハ不及申先キく、
様子相考可申、得意先キニ而格別之懇意を不致酒を慎ミ、其外不
調法無之様氣を付、懸ヶ先キ引請場所之外道寄堅致中間鋪、廻り
場不相応ニ帰り遅成候ハ、急度吟味致し可申、其外得意先ニ而金
銀借用致候事一切相成不申、若右体之者在之候ハ、吟味之上暇
遣し可申、尤得意衆江も右之趣相断置可申事

一、売子衆方金銀請取候ハ、其上役之者へ相渡シ可申、都而金銀出
し入支配人之外堅無用之事、若支配人他出之節ハ其次之者致可申
候事

一、無拋懇意之者ニ而も金銀取替堅致中間敷、別而自分縁在之者へ
ハ鳥目たりとも取替無用之事

一、店々ニ而売子衆江挨拶叮嚀ニいたし、別而引請之得意衆ハ若者
方鹿末之取扱不致様々々心得可申事

一、店々木綿出入折々吟味可致事

一、入船荷物出荷物之節見せ先而煙草堅無用之事

一、大地震杯在之節ハ其後藏々戸前ぐわひ等改可申事但し地震之節
惣而火之用心氣を付可申候

一、毎日藏々べり方氣を付、戸前口窓其外用心無油断改可申事

但し藏々用心土穴藏砂ふた折々改、砂等改置キ可申候事

一、店々火之用心昼夜氣を附可申事

一、抱日雇之者并出入之者火事之節駈付働仕様之事、委細ニ言付置
可申候事

一、近火之節藏々穴藏第一ニ仕廻、見世代呂物其外諸道具ハ其上
ニ而駈引可致事

一、急火ニ而も仏神相片付可申事

一、諸帳面并ニ藏々鍵持出し之事

一、出火之節蔵々戸前口其外窓随分入念、及大火ニ目墜^{（墜力）}致候ハ、支配人相改可申、穴蔵砂蓋右同断之事

一、火事之節與蔵々内蔵穴蔵仕廻様之儀つね／＼申聞、何れも心得可置事

一、出火之節他之諸道具其外何ニ不限預り申間敷、若無抛候ハ、支配人江相断可申候事

一、出火之節若病人在之候ハ、風並を考早々懇意の方へ連行、頼置可申候事

一、出火見廻先ニ而危き働キ無用ニ可致、若見廻ニ行候跡江店隣町出火出来候ハ、其儘ニ取て返し候儀常々心懸ケ居可申候事

一、大火ニおよひ立退候節、子共へ能々申聞怪我不致候様、其外氣を付可申候事

一、大火ニおよひ危く相成候ハ、大小之はしこりうこし釣部手桶鉄鷲口水籠都合七品取揃、退き場所申合風並ミ能方へ持出シ、一兩人番を付置立帰り相働キ可申、火先キ見合怪我不致候様互ニ氣を付、不叶節ハ申合候場所江退キ一所ニ集り、人別相改支度いたし、火鎮り次第早速右之道具を持駈ケ付、蔵々四方穴蔵之上火を除ケ水働キ出情いたし、蔵々穴蔵之様子相考可申事

一、出火入用之諸道具常々改置可申候事

一、店々日々時貸し借り之金、夜々出入勘定之節相改、貸し借り共延引之儀ハ早速吟味可致事

一、枡屋源四郎殿方金銀取寄候節、支配人支配脇両判之書付を付取寄可申候、尤先方へも断置此定違江申間敷候、店々何れも右作法急度相守可申事

一、店々方是迄取引不致所江金銀貸候儀決而無用ニ候、質物預り候迎も退役支配人別家中へも得与相談可致事

但し支配人ハ勿論、其外自分縁在之候処へ金銀貸し申間敷候
一、店々金銀貸し借り多少ニ不限、直キ二本手形ニ而取遣り第一大

切ニ可致事、仮令一日二日之時貸ニ而も本手形ニ致し、支配人并ニ支配脇之者加判可致事、末家中江取替候金子も本手形ニ而取遣り入念可申候

一、末家中江時貸之儀、金高百両迄ハ其表ニ而取計入念貸遣し、両度勘定之節ハ返納在之様取計可申候、百両方金高ニ相成候歟、両度勘定之節返納延引いたし候ハ、早速勢州江可申越候、様子聞糺シ弁シ候筋ハ可申遣候事

一、惣而聊之事用捨致置候而ハ後日双方心遣之儀ニ成、不所存者ハ勿論、親請人ハ不及申一家縁類迄難渋、其所之役人之沙汰ニおよひ騒動ニ相成候間、此処常々一統熟得致し実体ニ出情可致事

但し不所存者脇方相知れ候ハ、急度取計ニ可及、互ニ無遠慮異見可致候

一、店々一統為取替証文いたし出情之儀、勢州ニ而も満足ニ候、必畢取為替証文之趣意ハ、上下方を示し候ハ順道之儀、下役勤居候者方上役勤候者不所存於有之者異見を加江可申、其上不相用時ハ支配人へ相達し可申、若支配役之者右体ニ候ハ、本店へ露頭ニおよひ可申、惣而店中互ニ氣を付合、仮令本店支配人ニ而も如何体ニ在之候ハ、評儀之上勢州江可申越事

一、店々勘定之節下目録諸帳面微細ニ双方入違江改合、相違無之旨互ニ印形いたし、取揃為登可申事、亀屋戎屋向店隣店も双方入違無相違旨印形取揃為登可申事

但し両度勘定之節、先年ハ店々品ニ寄貸シ金并ニ越売等を残、代呂物ニ又ハ有金等ニ見取繕ひ帳合いたし為登候儀も在之候、右ハ先年方申遣候通り右体之帳合堅無用ニ候、此度相改候ニ付而ハ已来有り体勘定ニ仕立、目録丈夫ニ跡々能様ニ可致筈、右之趣店々支配人中常々心得可申事

一、前々より申遣候通、綿油米業種惣而空商内先規方法度ニ候事、已後堅法度守可申候

附り、右空商内ハ博奕同前之儀、正道之商人与ハ氣肌甚相違之事、隣町右商売筋江店々々木綿繰綿正道商内用之外ニハ、支配人若者ニ至迄附合候事急度不罷成候

一、両店作配被致候所之地面長屋貸店之儀、両店退役之者折々双方無差別打廻り、明キ店等在之候ハ、貸シ付候様折々家守へ申付、地面奇麗ニ掃除等いたし候様可申付候事

一、家守店賃勘定不納之節ハ両店差配之方々弁江、勢州江先勘定ハ立可被申候、其節弁之多少ニ寄早速被申越候事、又者不被申越事在之候、已後ハ金子多少ニ不限不納之節ハ先店弁江取替、早速其由勢州江可申越事、店々之弁金不相濟候ハ、其節又勢州へ窺可被越候、聞糺シ分ケ立可申候事

一、所々地面家守請狀之儀先年致来之形在之候へ共、猶文言入念請人之身柄迄聞糺し入念可申事

右箇条之趣此度改正致候ニ付申入候、前条之儀惣店中一統常々心ニ不絶急度相守可申候、若聊ニ而も箇条ニ違候者有之候ハ、無用捨取計ニ可及事

天明三^卯癸^卯歲三月

長谷川次良兵衛

同 武右衛門

同 六良次

右之趣被為仰下候儀ハ、去ル年綿店庄兵衛不届之節古法之条目反古ニ罷成、御表江対し可申開筋無御座店中一統恐入、何卒新法ニ而も相立、御賢慮易御座候様仕度心底ニ御座候ニ付、先下書を以去冬奉窺候処、此度改正被為仰下候儀、物店中一統慥ニ得心仕、店々永々申伝江相背申間鋪候、依而御請証文如件

弥兵衛（印）

利 助（印）

惣 八（印）

仁兵衛（印）

喜 八（印）

伝兵衛（印）

九兵衛（印）

与 市（印）

茂兵衛（印）

吉郎兵衛（印）

利兵衛（印）

長右衛門（印）

与兵衛（印）

林兵衛（印）

三郎兵衛（印）

太郎兵衛（印）

作兵衛（印）

甚兵衛（印）

彦三郎（印）

孫兵衛（印）

由兵衛（印）

忠 助（印）

天明三年癸卯四月

長谷川治良兵衛様

付記

本稿は、JSPS科研費・基盤研究（C）「伊勢商人の蔵書形成に関する基礎的研究」（研究代表者・岡本聡／課題番号22K00362）の助成を受けて調査研究したものである。本稿で使用した「長谷川家文書」については旧長谷川治郎兵衛家など三館館長松本吉弘氏にご便宜いただき、また具体的かつ貴

重なご教示を賜った。岡本聡先生（中部大学人文学部教授）には、伊勢商人に関する文献・資料のご提供と大変手厚いご指導を賜った。ここに記して心より感謝の意を表したい。

凡例

- 一、本史料の翻刻は末田と扇野の共同で行い、解説の第一～五・七章は末田、第六章は扇野が担当し、両名で全体を調整した。
- 一、印刷に際しては、なるべく原史料の体裁をとどめることを原則としたが、組版の都合上、適宜本書形式にあわせて統一した。
- 一、翻刻にあたっては、漢字・平仮名・片仮名は原文通りとした。
- 一、人名などの固有名詞については原史料通りにした。
- 一、字体は原則として新字体を使用した。「ㇿ」「ㇾ」についてはそのまま使用した。
- 一、変体仮名の「者」は、「は」「ば」に改めた。
- 一、読みやすくするために、適宜読点（、）を加えた。
- 一、原史料中のふりがなは省略した。

【表紙】

本店

毎年両度読聞覚

【本文】

寛政五年癸丑三月十一日其元店へ別紙を以連名ニ申入候書付本店

方証文箱へ入置、毎年二度之寄合ニ退役人、支配人始末々若者見世中一同不洩様ニ本書取出被読聞可申旨申入有之候所、年数も相立依之今度亦々其節申入候儀認指遣候儀ニ候、其趣意は仁之道過れば人ニ信を奪れ人ニ侮る、なり、智過れば人ニ悪る、俗ニ云高慢なり、又、片意地と云る、なり、勇過れば寛太緩^{（カ）}かに成なり、人之行儀をも不直大目ニ見遁する事も有なり、智仁勇程ニ過れば如斯也、不足ニ而は不勤候、其程合は万ッ信を元ニ堅メ私意之曲を不出、天之道ニ叶人間之道ニ叶候様ニ日々考商内出情可致候、軍書咄シニも天之時は地之利ニ不如地之利も人之和ニ不如と天は最上之事なれとも今日人ニは天地之指図を受けて働くは人なり、店取^{（タ）}り堅メ之元本は最上之主家也、是レ天なり地なり、支配人^{（サ）}若者は人也、人之和ニ不如候也、天方も地方も人之和するが第一之事也、和とは和合して安堵なり、和合安堵とは深切ニ丁寧ニ信実ニ道ニ叶候事也、店之風儀支配人^{（サ）}若者見世中不残一和之風に和シ睦く一身手足之ことく始終之利を収候事^{（サ）}和之成就いたし候所なり、主家を天地と思ひ大切ニ奉公いたし候儀也

一、天地之主家は仕へ申人なくとも先ッ可相済との訳を仮令を以云述る真の天地は寂然と無思無邪不動無色無香候、人なくとも天地は事をか、ず候、人は天地なくは片時も住居ならず候也、扱又、商家店商内之道通も主家は五軒之店ニ高下多少之儲相集り地面之上り高入り来り候付、年中之事無思無動用足り候事也、乍併爰ニ云述へ聞遣シ度各一同ニ申入候、店之若者和合いたし商内之正道慈悲人間之正道を思ひやり思ひめくらし、傍輩中互ニ助け合ひ正

道ニ進ミ儲ケ出主家ニ指出シ候得ば、奉公之面々店若者皆々能所帶ニ有付、面々之先祖は勿論後々子孫迄も商売之見世所帶相続之基を開き候事ニ候間、此趣意得与書面之読ミ味へ心ニ納メ可申事也、右之趣意能ニも相心得毎年二度之寄合ニは退役人、支配人始末々之若者見世中一同ニ不洩様ニ此之本書を出シ太切ニ読聞ケ互ニ申談和合出情可致候、本書之文言店永覚帳へ写シ置可被申候、以上

天保七年丙申四月

同 次郎吉（印）

同 六郎次（印）

同 武右衛門（印）

同 次郎兵衛（印）

長谷川宗意（印）

申四月

本店

退役人中

支配人中

店一同中

【表紙】

亀屋戎屋

毎年両度読聞覚

【本文】

寛政五年癸丑三月十一日本店へ別紙を以申入候儀、今度亀屋戎屋へも相認遣候、其趣意は仁之道過れば人ニ侮る、なり、智過れば人ニ惡る、俗ニ云高慢なり、片意地と云る、なり、勇過れば寛太緩か^{（天カ）}成なり、人之行儀をも不直大目ニ見遁する事も有なり、智仁勇程ニ過れば如斯也、不足ニ而は不勤候、其程合は万ッ信を元ニ堅メ私意之曲を不出、天之道ニ叶人間之道ニ叶候様ニ日々考商内出情可致候、軍書咄シニも天之時は地之利ニ不如地之利も人之和ニ不如と天は最上之事なれとも今日人ニハ天地之指図を受けて働くは人也、店取^{（天カ）}より堅メ之元本は最上之主家ナリ、是天なり地なり支配人^{（天カ）}若者は人也、人之和ニ不如候也、天^{（天カ）}も地方も人之和するが第一之事也、和とは和合して安堵なり、和合安堵とは深切ニ丁寧ニ信実ニ道ニ叶候事也、店之風儀支配人^{（天カ）}若者見世中不残一和之風ニ和シ睦く一身手足之如く始終之利を收候事^{（天カ）}和之成就いたし候所也、主家を天地と思ひ大切ニ奉公いたし候儀也

一、天地之主家候ハ仕へ申人なくとも先ツ可相済との訳を仮令を以云述る真の天地は寂然と無思無邪無動無色無香候、人なくとも天地は事をか、ず候、人は天地なくは片時も住居ならず候也、扨又、商家店商内之道^{（天カ）}迎も主家は五軒之店ニ高下多少之儲相集り地面之上り高入り来候付、年中之事無思無動用足り候事也、乍併爰ニ云述へ聞遣シ度各一同申入候は、店之若者和合いたし商内之正道慈悲人間之正道を思ひやりおもひめくらし、傍輩中互ニ助け合ひ正道ニ進ミ儲ケ出主家ニ指出シ候得ば、奉公之面々店若者皆々

能き所帯二有付、面々之先祖は勿論後々子孫迄も商売之見世所帯相続之基を開き候事二候間、此趣意得与書面之読ミ味へ心ニ納メ可申事也、右之趣意能も相心得毎年二度ツ、退役之衆中、支配人始末々若者見世中一同二不洩様ニ此本書を取出シ太切ニ読聞ケ互ニ申談出情相勤可被申候、以上

天保七年丙申四月

同 次郎吉（印）
同 六郎次（印）
同 武右衛門（印）
同 次郎兵衛（印）
長谷川宗意（印）

申四月

亀屋

戎屋

退役人中

支配人中

店一同中

【表紙】

向店

毎年両度読聞覚

【本文】

寛政五年癸丑三月十一日本店へ別紙を以申入候儀、今度向店へも

相認遣候、其趣意は仁之道過れば人ニ侮る、なり、智過れば人ニ悪る、俗ニ云高慢なり、片意地と云る、なり、勇過れば寛太緩（天カ）かニ成なり、人之行儀をも不直大目ニ見遁する事も有なり、智仁勇程ニ過れば如斯也、不足ニ而は不勤候、其程合は万ツ信を元ニ堅メ私意之曲を不出、天之道ニ叶人間之道ニ叶候様二日々考商内出情可致候、軍書咄シニも天之時は地之利ニ不如地之利も人之和ニ不如と天は最上之事なれとも今日人ニハ天地之指図を受けて働くは人也、店取べり堅メ之元本ハ最上之主家ナリ、是天なり地なり支配人若者は人也、人之和ニ不如候也、天ちも地ちも人之和するが第一之事也、和とは和合して安堵なり、和合安堵とは深切二丁寧ニ信実ニ道ニ叶候事也、店之風儀支配人若者見世中不殘一和之風ニ和シ睦く一身手足之如く始終之利を取候事之和成就いたし候所也、主家を天地と思ひ大切ニ奉公いたし候儀也

一、天地之主家は二仕へ申人なくとも先ツ可相済との訳を仮令を以云述る真の天地は寂然と無思無邪無動無色無香候、人なくとも天地は事をか、ず候、人は天地なくは片時も住居ならず候也、扨又、商家店商内之道述も主家は五軒之店ニ高下多少之儲相集り地面之上り高入り来候付、年中之事無思無動用足り候事也、乍併爰ニ云述へ聞遣シ度各一同へ申入候は、店之若者和合いたし商内之正道慈悲人間之正道を思ひやりおもひめくらし、傍輩中互ニ助け合ひ正道ニ進ミ儲ケ出主家ニ指出シ候得ば、奉公之面々店若者皆々能き所帯二有付、面々之先祖は勿論後々子孫迄も商売之見世所帯相続之基を開き候事候間、此趣意得与書面之読ミ味へ心ニ納

メ可申事也、右之趣意能も相心得毎年二度ツ、退役之衆中、支配
 人始末々若者見世中一同二不洩様ニ此本書を取出シ太切（大カ）ニ読聞ケ
 互ニ申談出情相勤可被申候、以上

天保七年丙申四月

同 次郎吉（印）

同 六郎次（印）

同 武右衛門（印）

同 次郎兵衛（印）

長谷川宗意（印）

申四月

向店

退役人中

支配人中

店一同中